

宮崎労発基 1203 第 2 号の 2
令和 2 年 1 2 月 3 日

各 団 体 の 長 殿

宮 崎 労 働 局 長



石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、別添のとおり、既に令和 2 年 1 1 月 2 7 日付け基発発 1127 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部長から関係事業者団体等にお願い申し上げているところです。

つきましては、趣旨を御理解の上、傘下会員、その他関係者に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

お問い合わせ先

宮崎労働局労働基準部健康安全課
電話 0985 - 38 - 8835